

余市町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

余市町（以下「町」という。）が設置する放課後児童クラブの運営業務を委託するに当たり、業務の仕様について、次のとおり定める。

- 1 委託業務名 余市町放課後児童クラブ運営業務
- 2 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
(契約締結日から令和9年3月31日までは引継ぎ等準備期間とする。)
- 3 業務委託の範囲
 - (1) 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営に関する事。なお、開設場所は、別表1「余市町放課後児童クラブ一覧」のとおり。
 - (2) 児童クラブ施設の管理についての事
 - (3) 放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）の採用及び研修等についての事
 - (4) その他、児童クラブ運営に必要な事項についての事
- 4 児童クラブの基本的事項
 - (1) 開設時間
 - ① 通常開設日（月～金） 下校時から18時00分まで
 - ② 土曜日 8時30分から17時00分まで
(年間開設日250日以上となるよう、別途協議するものとする。)
 - ③ 春・夏・冬休み期間 8時30分から18時00分まで
 - ④ 学校行事の振替休業日 8時30分から18時00分まで
 - (2) 休会日
 - ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ② 1月2日から1月5日まで及び12月29日から12月31日まで
 - ③ 小学校が臨時休校となる日
 - (3) 町長が認める場合は、開設時間を変更し、又は臨時に休会とすることがある。
 - (4) 児童クラブの入会児童
 - ① 児童クラブの対象児童 余市町放課後児童クラブ条例第3条に掲げる児童
 - ② 入会の決定 申込書の提出を受けた児童に対し、町長が入会の承認又は不承認を決定する。
 - (5) その他
学校長の判断により学年又は学級閉鎖が行われた場合は、児童クラブ自体は休会しないものの当該学年又は学級の児童については、その期間の出席はできないものとする。

5 委託業務の内容

児童クラブの運営等に当たっては、11(4)に掲げる法令等に定める事項を遵守し、常に児童の健全育成の質を向上させるとともに、以下の項目を実施すること。

(1) 運営関係

① 管理業務

- ア 児童クラブ運営に当たって、統括管理を行うこと
- イ 町及びその他関係機関との連絡・調整に関する事
- ウ 児童クラブ間の連絡・調整に関する事
- エ 定期的な利用者評価、自己(職員)評価の実施に関する事
- オ 運営に関する保護者への連絡文書等の作成・発行に関する事
- カ 各種計画及びマニュアル(安全計画、業務継続計画、事故防止・事故対応マニュアル、防災・災害発生時対応マニュアル、防犯・不審者対応マニュアル、感染症予防・対応マニュアル等)の策定及び訓練の実施に関する事
- キ 利用児童の傷害保険(加入手続、保険料の徴収・支払い、保険金請求手続)に関する事
- ク 事故等の報告及び対応に関する事
- ケ その他、管理業務を行う上で必要な事項に関する事

② 育成支援業務

- ア ICTの活用など、効率的かつ円滑な入会児童の入退室管理や利用予定管理に関する事
- イ 日誌、出席簿等の管理、作成及び報告に関する事
- ウ 入会児童の健康管理及び安全確保に関する事
- エ 放課後等デイサービスや習い事に係る児童の送出し及び受入れ等に関する事
- オ おやつ提供に関する事。なお、おやつ提供に際しては、提供方法について十分配慮する事
- カ 事業者の工夫による、時代に合わせた遊びや学習等の実施に関する事
- キ 季節行事等を含む各種行事の実施に関する事
- ク 入退会等に係る事務(入会案内・配布・受付・確認等)に関する事
- ケ その他届出書類の配布、受付、内容確認に関する事
- コ 保護者及び学校との日常的な連絡調整に関する事
- サ 消耗品の管理に関する事
- シ 火災・盗難その他事故発生の防止及び発生時の対応に関する事
- ス 食中毒及び感染症等の予防及び発生時の対応に関する事
- セ 苦情対応に関する事
- ソ 児童の意見を児童クラブの運営に反映できる取組や仕組みに関する事
- タ その他、育成支援業務を行う上で必要な事項に関する事

(2) 施設管理関係

- ア 鍵の管理に関する事
- イ 施設及び付帯設備の日常の点検・清掃・維持管理に関する事

- ウ 備品の適正管理に関すること
- エ その他、施設等の管理に関すること
- (3) 支援員等関係
 - ア 支援員等の募集、採用、配置に関すること
 - イ 支援員等の勤務状況管理に関すること
 - ウ 支援員等の健康管理に関すること
 - エ 支援員等の知識及び技能の向上等に関すること
 - オ 放課後児童支援員認定資格取得に関すること
 - カ その他、支援員等に関すること

6 人員配置

(1) 業務管理者

本業務の安定した運営及び支援員等の管理等を行うに当たり、責任者（業務管理者）を配置すること。

(2) 巡回指導員

各児童クラブを巡回（随時）し、支援員等への指導や助言等、現場の調整及び業務管理者の補助を行う職員を必要数配置すること。

(3) 支援員等

- ① 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に基づき、開設時間中は支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置することとし、原則として別表2「支援員等の基本配置人数」によること。ただし、放課後児童支援員1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援を補助する者をいう。）とすることができるものとする。
- ② 放課後児童支援員は、条例第10条第3項のいずれかに該当する者とする。
- ③ 各児童クラブ単位で、放課後児童支援員のうち1名の主任を置くものとし、主任は配属クラブを統括する。

7 支援員等の処遇

(1) 転籍

受託者は、現在、町が任用している支援員等の本人の希望に基づく転籍を基本とし、面談などを通じ、転籍となるように最大限努めること。

(2) 給与

- ① 支援員等へ支給する給与は、給料、時間外勤務手当、賞与に該当するものとする。
- ② 給与単価等については、別表3「支援員等の給与の基準」に定める基準を下回らないものとし、毎年4月1日現在の経験年数に応じ、該当する単価を基準とすること。
- ③ 経験年数及び賞与の計算方法については、別表4「経験年数等について」を参照すること。ただし、別表3「支援員等の給与の基準」における単価は、経験年数によらず一定とする。

(3) 勤務時間等

① 令和9年度の勤務時間等については、初年度であることを考慮し別表5「勤務時間 等」を基本とする。ただし、これに基づかない場合は、事前に町と協議すること。

② 令和10年度以降に勤務時間等を変更したい場合は、町と協議すること。

(4) 有給休暇

有給休暇については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定を遵守すること。

(5) 通勤手当

受託者は、次の要件に該当する支援員等が通勤に要する費用について、実費弁償として支給すること。

なお、支給の要件は、通勤距離が片道2キロメートル以上であり、交通の用具（自動車、原動機付自転車、自転車等）又は交通機関を利用する場合に限る。

(6) その他

支援員等について、希望者の継続雇用及び現状水準を確保する賃金や休暇、福利厚生等の処遇に配慮し、雇用の安定化に努めること。

8 保険等の加入

受託者は、本業務に起因して法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入し、証書の写しを町に提出すること。

9 協議・報告

受託者は、運営上の事務処理、児童数の把握、施設の維持管理等、日常の諸課題等について町と適宜協議を行い運営に当たるものとし、運営業務について、町の指示に速やかに対応すること。また、次に掲げるものを適切に提出するほか、月1回程度の町との定例会を開催し、議事録を提出すること。

(1) 実施計画書

月次（支援員等の勤務、開設内容、イベント等の予定）

前月25日までに提出

(2) 実績報告書

① 月次（実施状況、出席簿、支援員等の勤務実績等）

当月分を翌月10日までに提出。ただし、3月分については当月末日までに提出

② その他（給与等支払実績）

町からの要求があった場合、随時速やかに提出

(3) 業務従事者名簿

業務従事者の採用・退職や配置替えがあった場合、随時速やかに提出

(4) 事故報告書

事故のあった場合、ケガの程度に関わらず随時速やかに提出

(5) 訓練等実施報告書

訓練等の実施後速やかに提出

(6) 収支決算書

各年度の事業期間終了後、翌年度の5月30日までに提出。ただし、最終年度分について

は、速やかに提出

- (7) その他、児童クラブ運営に関して必要となる報告について
町からの要求があった場合、随時速やかに提出

10 委託料

(1) 範囲

委託料に含まれる範囲は、以下のとおりとする。なお、光熱水費、経年劣化等に伴う施設修繕及び児童クラブ新設等に係る費用は町の負担とし、疑義がある場合は町と協議するものとする。

① 支援員等の人件費

ア 支援員等の人数については、別表2「支援員等の基本配置人数」によること

イ 支援員等の給与については、別表3「支援員等の給与の基準」に定める基準を下回らないように積算すること。なお、この基準を超えて給与を設定したいときは、町と事前に協議すること

ウ 支援員等について、転籍者とその他の者の給与は均衡を図ること

② 支援員等の研修に関する費用

③ 児童クラブ運営に必要となる、入退室管理の機能を有するシステムに係る費用、遊びや学習等の実施や季節行事等を含む各種行事、消耗品の補充に関する費用

④ その他、管理運営に必要な費用

(2) 支払条件

委託料の金額及び支払い方法については、町と受託者との協議により決定するものとする。

(3) その他

町は、毎年度4月1日時点の児童クラブ数等に応じて、支援員等の基本配置人数を決定するものとし、双方協議の上、必要に応じて年間の委託料を見直すものとする。また、年度途中での入退会等により、4月1日時点で決定した支援員等の基本配置人数に大きな乖離が生じた場合も同様とする。

11 その他

(1) 契約締結の日から令和9年3月31日までを受託者の準備期間とし、運営状況の把握、支援員等の転籍に係る面談、運営開始に向けたスケジュール等の計画作成、児童の損害保険や賠償責任保険の加入手続等の準備など、運営に必要な体制を整備するものとする。なお、これらの受託準備に要する費用は、受託者負担とする。

(2) 受託者は、休会日及び開設時間外に児童クラブの施設等を使用するときは、町と協議すること

(3) 受託者の故意又は重過失による施設・設備の損傷の修復費用等については、受託者の負担とする。

(4) 受託者は、次に掲げる法令等及びこれらと関連する法令等を遵守し、運営業務を遂行することとする。

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- ④ 放課後児童健全育成事業の実施について（令和 5 年こ成環第 5 号 こども家庭庁成育局長通知）
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年こ成環第 16 号 こども家庭庁成育局長通知）
- ⑥ 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年余市町条例第 2 号）
- ⑦ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑧ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑨ その他関係法令

（5）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

（6）受託者は、運営業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとする。委託契約期間が終了し、若しくは契約を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

（7）受託者は、運営業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。委託契約期間が終了し、若しくは契約を取り消され、又は従事者の職務を退いた後も同様とする。

（8）受託者は、余市町情報公開条例（平成 12 年余市町条例第 31 号）に基づき、町を通じて、運営業務の実施に当たり保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じなければならないものとする。

（9）受託者は、運営業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意することとする。

ア 環境に配慮した商品及びサービスの購入の推進並びに廃棄物の適正処理

イ 電気、ガス、燃料等のエネルギー使用量の削減

（10）事業期間又は契約終了までに次期受託者が決定しているときは、契約期間内の受託者は次期受託者に対して町の指定する方法により業務の引継を行うこと

（11）この仕様書に定めがない事項については、町と受託者の協議により決定するものとする。

別表1 「余市町放課後児童クラブ一覧」

クラブ名	開設場所	面積 (㎡)	定員 (人)
大川小学校強い子クラブ 1 組	学校内	8 8	4 0
大川小学校強い子クラブ 2 組		6 3	4 0
大川小学校強い子クラブ 3 組		6 3	4 0
黒川小学校若あゆクラブ 1 組		6 8	4 0
黒川小学校若あゆクラブ 2 組		6 8	4 0
黒川小学校若あゆクラブ 3 組		6 8	4 0
黒川小学校若あゆクラブ 4 組		6 8	4 0
沢町小学校なかよしクラブ 1 組		5 4	4 0
沢町小学校なかよしクラブ 2 組		6 9	4 0

別表2 「支援員等の基本配置人数」

(単位：人)

クラブ名	放課後開設日	長期休暇等 (1 日開設日)
大川小学校強い子クラブ 1 組	9	9
大川小学校強い子クラブ 2 組		
大川小学校強い子クラブ 3 組		
黒川小学校若あゆクラブ 1 組	1 2	1 2
黒川小学校若あゆクラブ 2 組		
黒川小学校若あゆクラブ 3 組		
黒川小学校若あゆクラブ 4 組		
沢町小学校なかよしクラブ 1 組	6	6
沢町小学校なかよしクラブ 2 組		

※基本配置人数については、支援員等 1 人あたり児童 1 0 ～ 1 3 人程度の支援を行い、表は最大人数を表記している。

別表3 「支援員等の給与の基準」

職種	経験年数	時給ベース（円）	割増（率）	割増（率）	年間賞与 月合計の平均を基準	
					期末（率）	勤勉（率）
支援員	1年目	1,250	1.25	1.35	1.425	1.025
	2年目	1,280				
	3年目	1,309				
	4年目	1,340				
	5年目	1,367				
	6年目	1,396				
	7年目	1,425				
	8年目	1,451				
	9年目	1,473				
補助員	資格有	1,250	1.25	1.35	1.425	1.025
	資格無	1,203				

※令和8年度の余市町当初予算ベースの時給金額、賞与の率としていますが、月給ベースでの給与も可とする。

参考：補助員については、週の勤務条件15時間30分以上の場合に賞与を支給

別表4 「経験年数等について」

（1）経験年数について

支援員等としての経験年数は「12月＝1年」とし、その月に1日でも勤務実績（有給休暇取得日を含む。）があった場合は1月の経験年数があるものと判断する。

ただし、転籍の場合は令和2年以降の経験年数を考慮するものとする。

※経験年数の具体的な考え方は次のとおり

【例】令和8年5月15日から任用開始の場合

- ・初年度は「1年目」となる。
- ・令和9年度については、令和9年4月1日の段階で1年未満の経験年数のため、「1年目」の単価を使用する。
- ・令和10年度については、令和10年4月1日の段階で、令和8年5月15日から令和10年3月31日までの23か月の経験月数（1年11月）となるため、「2年目」の単価を使用する。

（2）支援員等の賞与について

① 下記の条件すべてに該当するものに支給する。

ア 週の勤務時間（時間外勤務を除く）が、15時間30分以上あること

イ 任用期間が6か月以上あること

ウ 基準日の6月1日及び12月1日（基準日前1か月以内の退職も含む）に在職してい

ること

② 支給額の計算方法 手当基礎額×支給率＝支給額（円未満切捨て）

※手当基礎額 ⇒前6か月平均報酬額

※支給率 ⇒期末手当 1.425（6月・12月各 0.7125）

勤勉手当 1.025（6月・12月各 0.5125）

それぞれの支給率を下回らないこと。

※在職期間率 ⇒下表のとおり

在職期間率 6か月 100/100

5か月以上6か月未満 80/100

4か月以上5か月未満 60/100

4か月未満 30/100

別表5「勤務時間等」

令和9年度の勤務時間等については、以下を基本とする。

	平日（放課後）	土曜日	休業日（1日開設日）
始業及び終業時刻	① 12時10分から 18時10分まで ただし、学校の授業終了時間による始業時間の変更あり ②その他必要と認める時間	① 8時15分から 17時10分まで ②その他必要と認める時間	① 8時15分から 18時10分まで ②その他必要と認める時間
休憩時間	労働基準法を準拠する		
勤務時間	1日6時間以内を基本とするが、時間外勤務を可能とする。		
週休日	①日曜日 ②4週ごとの期間につき4日		
休日	①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②開設日以外の土曜日 ③1月2日から1月5日、12月29日～12月31日 ④小学校が臨時休校となる日		